

また、被災住民のニーズなどに応じて生活福祉資金（生活復興支援資金など）の貸付や福祉サービス利用援助などの日常生活自立支援事業の実施、高齢者サポート巡回相談の展開などのセーフティネット機能を活かし、被災住民の自立支援に努めます。さらに、福祉人材センターでは、被災地において福祉・介護人材の確保に向けて就職面談会などを開催し求職者及び求人事業所の支援を行います。

本会が運営する施設、事業所などでは、被災地において福祉的サポートが必要な高齢者や障害児（者）の相談支援などとおして、そのニーズに合わせて自立

支援に努めます。



社資金の貸付を実施し自立支援に努めます。また、貸付世帯の生活状況などを確認し、その状況に応じた償還指導を実施して適正な債権管理を行います。

(5) 介護福祉士等修学資金貸付の継続実施

国では、質の高い福祉人材の養成確保を目的に介護福祉士・社会福祉士養成施設などで資格取得を目指す学生に対し、修学資金の貸付けを継続して実施します。その目的に沿って適正な貸付と卒業後の就労支援を行います。

(6) 日常生活自立支援（まもり～ぶ事業）の充実

地域で暮らす高齢者や障害者の方々が安心して生活が送れるよう、関係機関などと連携し、利用者ニーズに合わせて福祉サービス利用援助などの支援を行います。

また、この事業の充実を目指し、地域住民のより身近なところでニーズを掘り起こし、サービスを提供するため、基幹型社協への業務委託を推進するとともに、業務委託した基幹型社協に対しては、円滑に事業推進が図られるよう継続支援します。

(7) 高齢者スポーツ・文化の振興

高齢者のスポーツ・文化の祭典である第25回全国健康福祉祭宮城・仙台大会（ねんりんピック宮城・仙台大会2012）へ選手の派遣を行うとともに、同大会時に地域間・世代間交流を目的に開催する音楽文化祭を主管いたします。



程の養成研修を実施します。



2 地域福祉の推進

(1) 県社協地域福祉推進（支援）計画の策定

社会福祉の動向は急速な少子・高齢化が進みさまざまな福祉ニーズの増大に伴う対策や、東日本大震災後の被災地における地域コミュニティの復興などへ向けた活動の推進などの今日的な課題を踏まえて、市町村社協などへ中長期に円滑な支援を行うため、地域福祉推進（支援）計画を策定します。

(2) 市町村社協などへの支援

地域福祉の推進に関して市町村が策定する地域福祉計画と連動した市町村社協地域福祉活動計画の策定の支援を行います。また、指定する市町村社協と協働で福祉教育を切り口とした小地域における福祉活動の活性化を図ります。

(3) 県災害ボランティア受入体制整備

東日本大震災の経験と教訓を踏まえて、実践を意識した県及び市町村災害ボランティアセンター設置訓練や研修会などとおし、運営スタッフの育成とスキルアップに努めます。

(4) 生活福祉資金貸付などの促進

厳しい経済・雇用情勢の低迷による失業者や低所得世帯及び、東日本大震災の被災世帯などの生活実態が深刻化していることを十分に踏まえたうえで、市町村社協と連携し、セーフティネット貸付としての生活福

3 福祉・介護人材の確保と育成

福祉人材無料職業紹介事業による職業紹介と斡旋をはじめ、国の時限的な措置であった「介護福祉士等修学資金貸付事業」「福祉・介護人材マッチング機能強化」を継続し、福祉人材の確保に努めます。

また、福祉人材の育成とスキルアップを図るため、県受託研修の社会福祉施設職員研修をはじめ、介護支援専門員研修などの専門研修、自主研修を実施します。

さらに、知的障害者の福祉現場への就労支援としてホームヘルパー2級及び3級課

「誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり」を目指して

～平成24年度 経営理念・経営方針・事業計画～

経営理念

宮城県社会福祉協議会は、本県における地域福祉推進の中核機関として、市（区）町村社会福祉協議会をはじめ、福祉諸団体、NPO法人、ボランティアなどの幅広い関係者との連携・協働のもと、高い公益性とともに民間法人としての自主性、創造性を発揮して『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組み豊かな福祉社会の実現を目指します。

また、昨年の東日本大震災の発生に伴い、被災地市町社協との協働により、被災住民などの自立・復興に向けた支援を行います。

経営方針

経営方針として、次の項目を掲げ事務事業に取り組みます。

- 1 東日本大震災に伴い、地域福祉推進の観点から被災地への救援活動を行います。
- 2 地域福祉を総合的に推進します。
- 3 福祉人材の確保と育成に向けた取組みを推進します。
- 4 福祉サービス利用者などの権利擁護活動を推進します。
- 5 社会福祉施設などの適正な運営に努めます。
- 6 法人の適正な運営に努めます。

主な事務事業

1 東日本大震災への対応

東日本大震災により未曾有の被害を受けた沿岸部8市5町の被災住民などの復旧・復興に向けて、NPO、NGOなどとの協働型の県災害ボランティアセンター（平成23年8月からは名称を県災害・被災地社協等復興支援ボランティアセンターに変更）を設置し、県内内陸部市町村社協をはじめ、全社協、北海道社協、山形県社協、近畿ブロック社協、中国・四国ブロック社協職員などの応援を得ながら、被災地の市町社協の支援を行ってきました。

そうした中で、被災住民の生活基盤は仮設住宅やみなし仮設住宅などに移行し、今後は自立・復興に向け、安心して暮らせる地域コミュニティの再構築が課題となり、その取組みについては、被災地の被害が広域に及ぶことから長期化が予想されます。

また、被災住民などの地域福祉推進の観点から生活支援を担う被災地の一部市町社協では、事務所が壊滅する被害やマンパワーが不足していることから、早急に本来の社協機能を再生して地域福祉活動の活性化に向けた取組みを行うことが重要となっています。

県社協では、そうした被災地の状況を考慮して、被災地支援に特化した震災復興支援局を新設し、NPOなどの関係団体と協働型で運営している県災害・被災地社協等復興支援ボランティアセンターと連携・協働することにより、被災地の市町社協へ職員を派遣するなど、被災地の地域コミュニティの再生への支援及び仮設住宅などの生活支援を展開するとともに、社協機能を喪失した市町社協の再生支援に努め、被災地の市町社協や被災住民などの自立・復興に向けた取組みを行います。